

魚町火災により被災された皆さまへご案内可能なメニュー 一覧

令和6年1月10日付

No.	活用できる項目	支援の種類	概要・支援内容	担当課又は連絡先	電話番号
1	相談窓口（北九州市）	相談	【相談メニュー】 ①市で提供できる支援メニューのご案内 ②資金繰り、融資などの相談 【場 所】北九州市役所7階 商業・サービス産業政策課 【受付時間】月曜から金曜の8:30～17:15（祝日除く） 【受付方法】電話、窓口対応、予約不要	産業経済局 商業・サービス産業政策課	582-2050
2	魚町火災に関する特別相談窓口（北九州商工会議所）	相談	【相談メニュー】 ①経営相談（法律・税務・労務など経営全般） ②資金繰り・融資（借換・新規）に関する相談 【場 所】北九州商工会議所小倉サービスセンター1階 【受付時間】月曜から金曜の9:00～17:00（祝日除く） 【受付方法】電話、窓口対応、予約不要	北九州商工会議所	511-2307
3	相談窓口（福岡県）	相談	【相談メニュー】 ①県で提供できる支援メニュー（県税の減免等）のご案内 ②資金繰り、融資などの相談 【場 所】北九州市立商工貿易会館6階 【受付時間】月曜から金曜の9:00～17:00（祝日除く） 【受付方法】窓口のみ、予約不要	北九州中小企業振興事務所	512-1540
4	中小企業のための総合支援窓口	相談	【相談メニュー】 経営・資金繰り・法律・税務・労務など幅広い分野に対し、各分野の専門家が相談に個別対応 【場 所】北九州テクノセンタービル1階 （戸畑区中原新町2-1） 【受付時間】月曜から金曜の9:00～17:00（祝日除く） 【受付方法】電話による予約 【予約番号】873-1430	公益財団法人 北九州産業学術推進機構 中小企業支援センター	873-1430
5	就業相談窓口（若者ワークプラザ北九州）	相談	【事業内容】 ①就業に関する相談、助言 ②職業紹介 【場 所】 ①小倉：小倉北区浅野3-8-1 AIMビル2F ②黒崎：八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ2F 【受付時間】（祝・休日・年末年始除く） ①小倉：月曜から土曜の10:00～18:00 ※予約開館：月曜から土曜の18:00～19:00 第1・第3日曜の11:00～15:00 ②黒崎：月曜から土曜の10:00～19:00 ※予約開館：第4日曜の11:00～15:00 【相談方法】窓口及びオンライン ※相談にあたり、利用者登録及び予約必要	産業経済局 雇用政策課	小倉 531-4510 黒崎 631-0020
6	就業相談窓口（高齢者就業支援センター）	相談	【事業内容】 ①就業に関する相談 ②資格取得サポート 【対 象 者】 中高年齢者を中心に全年齢の方 【場 所】 戸畑区汐井町1番6号ウエルとばた8階 【開館時間】（祝・休日・年末年始除く） 月曜から金曜の9:00～17:00 ※予約開館：第2日曜の11:00～15:00 【相談方法】窓口及びオンライン ※相談にあたり、利用者登録が必要（予約優先）	産業経済局 雇用政策課	882-5400 無料電話相談 0800-200-0700
7	労働相談窓口	相談	【相談メニュー】労働に関する相談 【場所】小倉北区浅野3-8-1 AIMビル4F 【受付時間】月曜から金曜の8:30～17:15（祝日除く） 【受付方法】電話・窓口対応（予約優先）	福岡県北九州労働者支援事務所	967-3945
			【相談メニュー】給与の支払等雇用関係全般、解雇の手続き、労働保険料の支払、労災補償の手続き等 【場所】北九州市小倉北区大手町13-26 小倉第二合同庁舎5階 【受付時間】月曜から金曜の8:30～17:15 【受付方法】窓口・電話	北九州東労働基準監督署	561-0881
8	北九州市商店街等における空き店舗の有効利用に関する補助金	補助金	商店街の空き店舗に出店する方へ賃借料又は改装費の一部を補助する制度です。 【補助内容】 ①賃借料補助：賃借料の80%（1年間、上限120万） ②改装費補助：開業時の改装費の80%（上限120万）	産業経済局 商業・サービス産業政策課	582-2050
9	災害復旧資金	融資	【対象者】中小・小規模事業者 【支援内容】 限度額…5,000万円 金利…1.2% 保証料率…0.36～1.38%	産業経済局 中小企業振興課	873-1433
10	景気対応資金	融資	【対象者】中小・小規模事業者 【支援内容】 限度額…10,000万円 金利…1.4% 保証料率…0.36～1.38% ※セーフティネット保証5号認定を取得した場合 限度額…10,000万円 金利…1.3% 保証料率…0.60% ※R6年2月末保証協会受付分までは上記保証料を市が全額負担	産業経済局 中小企業振興課	873-1433
11	市営住宅への一時入居	住居	【対象者】災害により一時的に住宅を失った被災者等 【使用期間】原則として3ヶ月以内（更新で最大6か月） 【一時使用料】当該住宅の使用料の最低金額	建築都市局 住宅管理課 （小倉北区役所・市営住宅相談コーナー）	582-3488
12	一般廃棄物の処理手数料の減免	減免	災害により発生したごみを搬入する際に処理手数料を減免	環境局 施設課	582-2184
13	確認申請等手数料の減免	減免	本市に確認申請等を行う場合 ●減額 災害により滅失し、又は破損した建築物等を建築し、又は大規模の修繕をする場合（下記、免除の場合を除く。）で市長が必要と認めたとき。 ●免除 災害により滅失し、又は破損した住宅を当該滅失又は破損をした日から6月以内に建築し、又はその大規模の修繕をする場合。	建築都市局 建築審査課	582-2535
14	市税の減免	減免	【対象者】 災害（火災、風水害など）により一定割合以上の損害を受けた納税者 【減免できるもの】 ①個人の市民税 ②固定資産税	①個人の市民税 東海市税事務所市民税課 （小倉北区以外にお住まいの方は居住区の市民税課又は税務課） ②固定資産税 東海市税事務所 固定資産税課 （償却資産） 税務部 固定資産税課	東海市税事務所市民税課 582-3360 土地・家屋 582-3371 償却資産 582-3210

15	納税の猶予	猶予	<ul style="list-style-type: none"> ●徴収猶予 【対象者】 ・財産について災害を受け、又は盗難にあったもの ・事業を廃止し、又は休止したもの ・事業について著しい損失を受けたもの 【支援内容】 1年間を限度として納付時期を延長 ●換価の猶予 【対象者】 市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活を困難にするおそれがあるもの 【支援内容】 1年間を限度として財産の差押えや換価（売却）を猶予 	東部市税事務所納税課 西部市税事務所納税課	東部市税事務所納税課 582-3375 西部市税事務所納税課 642-1469
16	所得税の減免	減免	災害のあった年分の所得金額が1,000万円以下の方で、火災等の災害によって受けた損害額が、住宅または家財の価額の2分の1以上で、かつ、雑損控除の適用を受けない場合は、所得金額に応じて所得額が軽減免除	小倉税務署	電話相談の方 0570-00-5901 電話相談以外の方 583-1331
17	県税の減免・申告等の期限の延長・徴収猶予	減免等	個人事業税・自動車税（種別割）・不動産取得税等についての減免や、申告等の期限の延長、徴収猶予など	北九州東県事務所 北九州西県事務所 行橋県事務所 県庁税務課	北九州東県事務所 592-3511 北九州西県事務所 662-9310 行橋県事務所 0930-23-2216 県庁税務課 092-643-3063
18	国民健康保険の保険料・一部負担金の減免	減免	災害により納付義務者及び同一世帯内の被保険者の所有に係る財産について、一定割合以上の損害を受けたため生活が困難となり、医療費の一部負担金や保険料の納付が困難であると認められる場合、申請に基づき、審査のうえ減免 ※医療費の一部負担金の減免は事前申請が必要	小倉北区役所 国保年金課 (小倉北区以外にお住まいの方は居住区の国保年金課)	小倉北区役所 国保年金課 582-3402
19	後期高齢者医療の保険料・一部負担金の減免	減免	災害により現住している住宅に損害があり、被保険者の属する世帯の世帯主（及び被保険者）の所有に係る財産（生活必需品に限る）について、一定割合以上の損害を受けたため生活が困難となり、医療費の一部負担金や保険料の納付が困難であると認められる場合、申請に基づき、審査のうえ減免 ※医療費の一部負担金の減免は事前申請が必要	小倉北区役所 国保年金課 (小倉北区以外にお住まいの方は居住区の国保年金課)	小倉北区役所 国保年金課 582-3406
20	国民年金保険料の免除	免除	火災等の被災により国民年金保険料の納付が困難な場合、申請に基づき、保険料の納付が免除または猶予	小倉北区役所 国保年金課 (小倉北区以外にお住まいの方は居住区の国保年金課) または、お近くの年金事務所	小倉北区役所 国保年金課 582-3404
21	介護保険料及び居宅介護サービス費等の減免	減免	<ul style="list-style-type: none"> ●減免 【介護保険料】 災害により被保険者又は主たる生計維持者が常時居住している住宅等に著しい損害を受け、保険料の納付が困難である場合、被保険者等からの申請に基づき、審査のうえ減免。 【居宅介護サービス等】 災害により要介護保険者又は要支援被保険者が常時居住している住宅等に著しい損害を受け、居宅介護サービス費等の負担が困難と認められる場合、申請に基づき、審査のうえ減免。 	小倉北区役所 保健福祉課 (小倉北区以外にお住まいの方は居住区の保健福祉課)	小倉北区役所 保健福祉課 582-3433
22	保育料の減免	減免	災害によって当該世帯に属する財産に損害を生じた場合、申請に基づき審査のうえ、保育料を減免	各区保健福祉課	門司区 331-1891 小倉北区 582-3434 小倉南区 951-1032 若松区 761-5926 八幡東区 671-6882 八幡西区 642-1448 戸畑区 881-9126
23	保育所の入所	その他	被災世帯の保育所入所希望に対し、優先的に保育所入所（利用）調整を行う。	各区保健福祉課	門司区 331-1891 小倉北区 582-3434 小倉南区 951-1032 若松区 761-5926 八幡東区 671-6882 八幡西区 642-1448 戸畑区 881-9126
24	一時保育を利用した際の利用料の免除	免除	<ul style="list-style-type: none"> 【対象】 災害等によりやむを得ない事由により、緊急・一時的に保育園での一時保育が必要となった場合 【利用期間】 14日を限度とする 【支援内容】 利用料の免除 	各区保健福祉課	門司区 331-1891 小倉北区 582-3434 小倉南区 951-1032 若松区 761-5926 八幡東区 671-6882 八幡西区 642-1448 戸畑区 881-9126
25	保育所での実費負担分の給付	給付	<ul style="list-style-type: none"> 【対象】 火災等の被災により特段配慮すべき事象が生じた場合 【支援内容】 保育園での行事参加、日用品等の購入に要する費用で、保護者の実費負担分を給付：児童一人当たり月額2,500円 	子ども家庭局 保育課	582-2412
26	保育所での副食費の免除	免除	<ul style="list-style-type: none"> 【対象】 被災等により、世帯の負担能力に著しい変動が生じ、副食費の納付が困難となった場合 【期間】 当初6カ月間 【支援内容】 副食費の免除 (北九州市保育料徴収要綱等に準じて免除) 	各区保健福祉課	門司区 331-1891 小倉北区 582-3434 小倉南区 951-1032 若松区 761-5926 八幡東区 671-6882 八幡西区 642-1448 戸畑区 881-9126
27	被災証明書の発行	その他	火災により被災されたことを証明する書類を発行	小倉北消防署 警防課	582-4831
28	災害見舞金	その他	<ul style="list-style-type: none"> 【対象者】 市内で発生した災害により住家又は店舗（生計上主たる収入源として営業のなされる建物（住家を除く）に被害があった場合において当該住家に居住していた世帯の世帯主又は当該店舗で営業していた者。●法人・団体は対象外 【支援内容】 ※被害の程度に応じて 店舗に対する見舞金 15,000円～30,000円 住家に対する見舞金 8,000円～60,000円 	小倉北区役所 コミュニティ支援課	582-3337